

令和 3 年度第 9 回庁議提案  審議・報告・その他

提出 日：令和 3 年 8 月 3 日

担当部・課：復興政策部地域振興課〔内線 4 2 4 2〕

<b>①件 名</b>	
新市まちづくり計画の変更について	
<b>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	
<p><b>【背景】</b>          新市まちづくり計画は、合併後の新市を建設していくための基本方針等を策定するもので、この計画を実現することにより新市の一体化を促進し、地域福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図るため策定されたものである。</p> <p>また、計画に盛り込まれる一定のソフト・ハード施策については、合併特例債等の財政支援措置が講じられ、新市のまちづくりをより効果的に進めることが可能となっている。</p> <p>当初段階における市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）では、合併が行われた年度及びこれに続く 10 年間、本市においては平成 27 年度までの発行が可能となっていたが、その後法改正が行われ、東日本大震災の被災市町村については、計画期間（起債発行期限）を 25 年間（令和 12 年度まで）とすることが可能となった。</p> <p><b>【目的】</b>          現行の「新市まちづくり計画」の計画期間の延長及び自主的に設定していた合併特例債の普通建設事業費枠の撤廃に係る変更を行い、令和 12 年度まで合併特例債を活用できる環境を整えるもの。</p>	
<b>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	
<p><b>【根拠法令】</b>          市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）          東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（平成 23 年法律第 102 号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b>          「石巻市総合計画」において合併における協議と合意の下に策定された「新市まちづくり計画」を包含する計画と明記</p>	
<b>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	
平成 16 年 10 月	新市まちづくり計画策定
平成 23 年 8 月	東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律制定 （平成 23 年制定：10 年間→15 年間（令和 2 年度まで） ・平成 24 年改正：15 年間→20 年間（令和 7 年度まで） ・平成 30 年改正：20 年間→25 年間（令和 12 年度まで））
平成 28 年 3 月	新市まちづくり計画の変更（計画期間を 20 年間に変更等）
令和 3 年 6 月	計画変更に向けた宮城県との事前協議
<b>⑤主な内容</b>	
<p>計画期間を 5 年間延長し、25 年間（令和 12 年度まで）とするとともに、財政計画における普通建設事業費について、合併特例債起債可能額の 7 割を目途としていた事業費枠を撤廃する変更を行うもの。</p> <p><b>【変更箇所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間 20 年間（令和 7 年度まで）から 25 年間（令和 12 年度まで）に変更</li> <li>・新市の概要 最新のデータに修正</li> <li>・主要指標の見直し 令和 2 年から令和 12 年までを推計</li> <li>・県事業の推進 「新・宮城の将来ビジョン」の内容を反映させたものに修正</li> <li>・財政計画 合併特例債起債可能額の事業費枠を撤廃するとともに、令和 12 年度までの財政計画を掲載</li> </ul>	

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

合併特例債（充当率95%）を財源として活用することにより、総合計画実施計画に基づく計画的な事業の実施が可能となる。

【市の財政の負担】

元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されるため、一般的な起債と比較して有利な条件で財源確保を行うことができ、トータル的な本市の財政負担軽減につながる。

⑦他の自治体の政策との比較検討

県内の合併市町（加美町、登米市、栗原市、東松島市、南三陸町、美里町、大崎市、気仙沼市）においては、今年度中の計画変更の予定なし。

（登米市、栗原市は令和7年度に計画変更予定）

⑧今後の予定及び施行予定年月日

令和3年8月中旬	本協議に係る承認通知（県→市）
令和3年9月2日	市議会第3回定例会に議案提出
令和3年10月～11月	地域まちづくり委員会へ新市まちづくり計画変更内容の説明
令和3年11月～12月	計画書の送付（市→総務省、県）

⑨その他

※参考：合併特例債の起債可能額

- ・ 合併特例債起債可能額 53,800,000 千円  
（建設事業分 50,000,000 千円、基金造成分 3,800,000 千円）
- ・ 合併特例債発行見込額 37,687,700 千円（令和3年度6月補正予算額まで反映）  
（建設事業分 33,887,700 千円、基金造成分 3,800,000 千円）

- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| ・ 発行限度額（建設事業分）上限×0.7 | 35,000,000 千円 |
| ・ 今後発行可能額（建設事業分）     | 1,112,300 千円  |

変更後 50,000,000 千円 ←